

報告第 7 号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 2 3 年 9 月 1 4 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

平成 2 2 年度決算に基づく健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.47)	— (18.47)	14.0 (25.0)	54.8 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示している。
- 2 下段（ ）は早期健全化基準における比率。